

各位

普通預金・貯蓄預金口座を対象とした「未利用口座手数料」の導入および「預金口座解約手続きの簡素化」について

山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）は、2021年10月1日（金）から長期間ご利用されていない預金口座（以下、「未利用口座」といいます）を対象とし、「未利用口座手数料を導入」します。また、「預金口座解約手続きの簡素化」を併せて実施いたしますのでお知らせいたします。

本件は、お客さまの預金口座が不正に利用されることによるお客さまの被害を防止することを目的としています。ご利用されていない預金口座を改めて認識いただき、恒常的なご利用（再開）をお願いするものです。なお、日常的に入出金や口座振替等のお取引をされている口座が未利用口座手数料の対象となることはございません。

本件手数料の新設にあたり預金規定の一部を改定いたします。該当する預金規定（改定後）は、当行ホームページに掲載いたします。

当行は、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「未利用口座手数料」について

項目	内容
制度開始日	2021年10月1日（金）
対象預金	最終ご利用（「お預入れ」または「お引出し」）日から2年以上（※1）経過した普通預金（総合）口座*、貯蓄預金口座 *無利息普通預金口座を除きます。
対象外とする 口座	○「制度開始日前」に開設された預金残高1,000円以上の口座 ○「制度開始日以降」に開設された預金残高10,000円以上の口座 ○投資信託等の振替口座 ○お借入の返済用口座 ○相続のお手続き中など当行所定の条件に該当しないこと …等
手数料金額	年間550円（税込）（※2）
手数料の お引落し等	○対象となるお客さまには、事前に書面等によるご案内を郵送いたします。 ○その後一定期間内にご利用または解約等のお手続きがなされない場合に対象口座から本手数料を引落します（口座残高が本手数料未満の場合は残高全額）。 なお、本手数料の初回引落しは、2024年4月以降を予定しています。 ○本手数料引落しにより残高が0円となった未利用口座（残高が元々0円の場合を含む）は、自動的に口座を解約させていただきます。（※2）

※1 制度開始日前の期間は未利用期間には含めません。また、通帳記帳・利息付与・本手数料の引落しは、口座利用にあたる取引には含みません。

※2 ご負担いただいた本手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用にはお応え致しかねますので予めご了承ください。

2. 普通預金規定等の改定について

- (1) 未利用口座手数料の新設にあたり普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定を改定いたします。
- (2) 改定内容

対象の各預金規定に以下の条項を新設いたします。

条 項
(未利用口座手数料)
(1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座手数料以外の払戻し等、所定のご利用がない口座を未利用口座として取扱います。
(2) 未利用口座に該当した場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面（第4項により解約が見込まれる場合はその旨の通知を兼ねます）を郵送します。ご案内後、一定期間、所定のご利用がない場合、当行が定める未利用口座手数料をお支払いいただきます。
(3) 当行は未利用口座手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。
(4) 未利用口座の預金残高が未利用口座手数料に満たない場合（残高が0円の口座を含みます）、当行は当該預金残高を引落し、未利用口座手数料に充当のうえ、当該未利用口座を解約することができるものとします。
(5) 引落しとなった未利用口座手数料についてはご返却いたしません。また、前項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。

- (3) 改定日：2021年10月1日（金）

3. 残高10,000円未満の普通預金（総合）口座・貯蓄預金口座の解約手続きの簡素化について

2021年10月1日（金）から個人のお客さまを対象に、残高10,000円未満の普通預金（総合）口座および貯蓄預金口座の解約手続きにおけるご印鑑の押印を不要とし、通帳と顔写真付きの本人確認書類のご提示により解約いただけるなど、お手続きの簡素化を図る予定です。

なお、他のお取引の状況によっては解約できない場合がございます。

以 上

本件に関するお問い合わせ
 広報室 豊原
 TEL：023-623-1221（代表）